

# 社会福祉法人せせらぎ会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せせらぎ会(以下「この法人」という。)の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は役員の職務執行の対価として報酬総額を一人当たり年間10万円以内で、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等(報酬及び費用)を支給することができる。

## (報酬の額等)

第4条 役員等が評議員会、理事会又は監事会等に出席した場合には1人1回につき8,000円を報酬として支給する。

## (費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める旅費等支給要領に準じて支給することができる。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

## 附則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月施行)に係る定款承認後施行する。